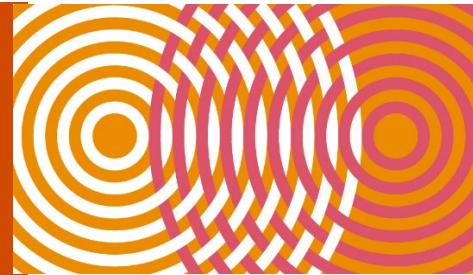


全国労働協約（CCNL）に関する改定について

Japanese Business Network



=====【目 次】=====

◆◆2019年9月以降の期限付き雇用契約更新・延長時、新失業手当制度（以下「NASpI」）※1の負担率が0.5%ずつ増加

◆◆当局へ雇用契約書を提出することのメリット

◆◆産業セクターのエグゼクティブ（Dirigenti Industria）に適用される全国労働協約の3つの大きな改正ポイント

◆◆2019年9月以降の期限付き雇用契約更新・延長時、新失業手当制度（以下「NASpI」）※1の負担率が0.5%ずつ増加

- 2019年9月6日、全国社会保障協会（以下、「INPS」）が発表。
- 期限付き雇用契約更新・延長時の雇用主負担率を増やすことで、期限付き雇用契約の抑制と無期限雇用契約の促進を図ることを目的と予想する。
- 無期限雇用契約の場合、NASpIの雇用主負担はなし。

※1 2015年5月1日に制定された『失業者に割り当てられる補助金制度』のことで、期限付き雇用契約に対し、雇用主が1.4%の保険料を支払うことが義務付けられた。

契約形態	期限付き雇用契約 (2019年9月以降に行われた更新・延長に対して)		無期限雇用契約
条件	更新 ・合計契約期間24ヶ月以内 ・一定要件のもと複数回更新可	延長 ・合計契約期間24ヶ月以内 ・4回まで	
初回契約	1.4%	1.4%	雇用主の NASpI負担なし
1回目	1.9% (1.4 + 0.5)	1.9% (1.4 + 0.5)	
2回目	2.4% (1.9 + 0.5)	2.4% (1.9 + 0.5)	
3回目	2.9% (2.4 + 0.5)	2.9% (2.4 + 0.5)	
4回目	3.4% (2.9 + 0.5)	3.4% (2.9 + 0.5)	
5回目	3.9% (3.4 + 0.5)	無期限雇用契約へ変更	
6回目	⋮		



期限付き雇用契約 (Contratto a tempo determinato) とは?

- 合計契約期間 24 ヶ月以内に、最大 4 回まで延長可能で、更新回数に制限はない。
- 合計契約期間 24 ヶ月以降、もしくは 5 回目の延長から無期限雇用契約 (Contratto a tempo indeterminato) に変換される。
- 最初の 12 ヶ月は自由に契約延長可能だが、13 カ月目以降の延長は、理由を契約書に示す必要がある。

PwC Italy TLS より発行された、News Letter は [こちら](#)よりご覧ください。 (イタリア語・英語)

PwC イタリアでは、労働法に精通した弁護士による雇用形態に関するアドバイスが可能です。雇用契約に関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

◆◆当局へ雇用契約書を提出することのメリット

“2016 Budget Law” (law no. 208/2015) で規定されている労働者への成果報酬や “training 4.0” と呼ばれる税務優遇制度適用条件の 1 つとして、労働省は、2019 年 9 月 15 日以降に全国労働協約 (以下、「CCNL」) 第 14 条 151/2015 項に従って締結された雇用契約書を、行政機関ポータルを介した電子システムで提出することを義務付けました。 (今まででは、労働監督機関 <Ispettorato Nazionale del Lavoro> に行政関係に書類を送るためのメールサービスの PEC <Posta Elettronica Certificata> や郵送などで提出可能でした)

PwC Italy TLS より発行された、News Letter は [こちら](#)よりご覧ください。 (イタリア語・英語)
当局への雇用契約書の提出方法でご質問がございましたら、お気軽にご連絡ください。

◆◆産業セクターのエグゼクティブ (Dirigenti Industria) に適用される全国労働協約の 3 つの大きな改正ポイント

イタリアに進出した企業は雇用契約を結ぶ際、CCNL の順守が必要となります。2019 年 7 月 30 日、イタリア産業総連盟 (Confindustria) と管理職組合 (Federmanager) は、産業部門のエグゼクティブに適用される CCNL (2014 年 12 月 30 日付) の更新について署名しました。CCNL の更新では、以下 3 つのポイントが特に重要となっています。 (適用期間は 2019 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで)

1. 最低報酬の引き上げ
2. 有給休暇に関する追加規定
3. 年金基金 (PREVINDAI ※1) の拠出金上限金額の引き上げ

1. 最低報酬の引き上げ

- 2020 年より、年間最低 69,000 ユーロ
- 2022 年より、年間最低 72,000 ユーロ
- 2023 年より、年間最低 75,000 ユーロ

例外 1 : 新第 6 条 2 項によって定義されている変動額報酬 (MB0) は含まれません。

例外 2 : 2015 年 1 月 1 日までに入職した労働者の場合、2014 年 12 月 30 日付の CCNL で規定されている金額が労働者にとって有利な場合、引き続き適用されます。

2. 有給休暇に関する追加規定



イタリア最高裁判で最近よく討論されていましたが、（ケース番号 23697/2017）マネジメントと労働組合間で、CCNL 第 7 条 4 段落の全てを書き直す同意が取られました。追加規定前の CCNL では有給休暇消化に対して明確な規定がありませんでしたが、以下の通り追加されました。

エグゼクティブの最低有給付与日数 年間35日	
24日	11日
<ul style="list-style-type: none"> ・完全消化義務 ・消化義務期限なし ・離職時に未消化分は全て取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・付与された年度内に消化していない従業員に対して、雇用主より書面にて有給消化の指示があった場合、その年の12月末から24ヶ月後に権利が消滅する

CCNLにより定められている最低有給休暇付与日数は、暦年（1月1日～12月31日）で35日です。そのうちの24日（月曜から土曜までの6日間×4週間）は消化が義務付けられています。残りの11日に関しては、休暇を付与した年度内に、雇用主が労働者に対して消化の指示を書面で発行した場合、消化されなかった休暇の権利は、その年の12月末から24ヶ月後に消滅します。

注意1: 畫面にて指示をしなかった場合、その権利は存続します。

注意 2：労働者との契約開始が暦年開始日と異なる場合、最低有給休暇付与日数は在職日数によって変わります。

3. 年金基金 (PREVINDAI ※1) の拠出金上限金額の引き上げ

2020年1月1日から、PREVINDAIの拠出金上限金額が現行条約の150,000ユーロから180,000ユーロまで引き上げられます。毎月の支払金額は総給与の8%（TFR※2ベース）で計算され、負担は雇用主4%、エグゼクティブ4%となります。雇用主はエグゼクティブが支払うべき割合を最大3%まで負担することができます。（例：最大雇用者7%、エグゼクティブ1%とすることが可能）TUIR※3によって、年間最大5,164.57ユーロの控除が可能です。

※1 PREVINDAI とは、産業セクターのエグゼクティブ対象の年金基金です。

※2 Trattamento di Fine Rapporto (TFR) : 退職手当

※3 Testo Unico delle Imposte sui Redditi (TUIR) :所得税法

PwC Italy TLSより発行された、News Letterは[こちら](#)よりご覧ください。（イタリア語・英語）

(注) 日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は英語版をもとにした翻訳であり、参考資料として提供するものです。

翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠くださいますようお願い申し上げます。本資料は一般的な案内を目的としたものであり、専門家による助言に代替するものではありません。

PwC イタリアならびに PwC ジャパンの Japanese Business Network は、オンライン上でさまざまな情報を配信しています。ご興味がございましたら、下記のリンクよりぜひご訪問ください。

PwC イタリア

メールマガジン、セミナー情報（日本語・英語・イタリア語）をご希望の際は[リンク](#)よりご登録ください。

PwC TLS Linked In ページ (英語・イタリア語)

PwC イタリアからのニュースレター（英語・イタリア語・日本語）配信停止を希望の方は、[リンク](#)よりお手続きをお願いいたします。



PwC ジャパン

PwC イタリアジャパンデスク紹介、セミナー、ニュースレター最新情報

ジャパンデスク 各国・地域最新ニュース

Automotive Insites 自動車産業業界を取り巻く課題や未来についてのインサイト

Cyber Security 2019年は地政学的サイバー活動が激化、CEOはレリジエンスが試される

PwC2019年AI予測 AIを活用するための6つの優先課題

Strategy& 2018年～2019年の各業界の動向

PwC あらた有限責任監査法人は、ご登録いただきましたお客様に対して、月次のメールマガジンを配信しています。メールマガジンご希望の方は[こちらのフォーム](#)から「監査およびアシュアランス」の「会計・監査ニュースレター（月刊）」ご選択ください。

「個人情報の取扱いについて」で明記させて頂いておりますが、オンラインフォームにご記入頂いた情報に基づき、今後皆様に有益と思われる情報（ニュースやセミナーのご案内等）を、私共あるいはPwC グループからお知らせする場合があります。

各ニュースレター/メールマガジンの配信停止、登録変更の方法につきましては、各送付されたメールに記載しておりますのでそちらよりお手続きの程、よろしくお願ひいたします。

在イタリア日本商工会議所様ウェブサイト

会員向けサービス（会員のみ）のビジネス関連情報、税制・法律関連情報のコーナーにも掲載されております。

